制	度	名	現年農作物災害経営資金等利子補給金	主管課名	農業経営課 団体・金融G		
				問合せ先	029-301-3862		
目的・趣旨			県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に経営資金等				
			を融資した金融機関に利子補給を行った市町村に対し、県が利子補給補助				
			金を交付することにより、被害農業者等の金利負担軽減を図る。				

〔対象団体〕

茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第3条第2項の規定により指定される「被害農業地域等」を含む市町村

[対象事業]

金融機関が災害を受けた農業者等に貸し付ける資金

〔補助要件等〕

市町村が金融機関と利子補給契約を結び、利子補給を行っていること

[対象経費]

被害農業者等に金融機関が貸し付ける資金に対して、利子補給に要する経費及び損失 補償に要する経費

[経費負担割合]

区 分	玉	県	市町村	その他	
1 利子補給	_	1/2~	~1/2	_	
2 損失補償	_	4/5	1/5	_	
〔令和5年度当初予算額〕	〔令和5	[令和5年度補助対象団体]			
3, 145	5 千円 市町村か	市町村からの申請に基づく、県指定地域			
	(被害農業	(被害農業地域等)を含む市町村			

〔備考〕